

東日本大震災山梨県対策本部

第4回本部会議

平成23年4月12日  
特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 電力・節電対策部会の設置について

(2) 今後取り組むべき重点事項について

3 閉 会

## 夏期の電力需給対策の骨格(案)

平成23年4月8日  
電力需給緊急対策本部

## はじめに

未曾有の大震災により、東京・東北電力管内の供給力は大幅に減少。これによって生じた需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電を実施。これまでのところ、両電力管内の需要家の方の節電への取組もあり、「大規模停電」を回避。

しかし、今後、一旦は改善する見込みの需給は、夏に向けて再び悪化。これに対し、需給両面の抜本対策を講じなければ、計画停電とその下での弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

このため、官民一体となった創意工夫によって、この難局から脱するべく、以下のような認識とそれを踏まえた対策をどう取り進めるかについて、両電力管内の国民各層や産業界の理解と叡知を集める協力をお願いしたい。

## 1. 今夏の電力需給の見通し

## (1) 東京電力の今夏の需給バランス

・東京電力の供給力は、震災直後に約3,100万kWまで低下した後、3月末には3,600万kW程度まで回復。今後、発電所の追加的な復旧及び定期検査からの復帰等により供給力は徐々に増加。現時点では、需要のピークを迎える夏までには、4,500万kW前後の供給力を見込む。

(注)揚水は、需給バランス悪化により、夜間の汲み上げが不十分になるおそれがあり、供給力に含まず。また、日々の供給力は、他社との融通や天候により変動がありうる。

・今夏のピーク時需要は、節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、最大ピークとして約5,500万kWを想定。(昨年夏は、気温が著しく高かったこともあり、最大ピークは約6,000万kW)

・この先当分の間、計画停電が発動される可能性は低くなっているが、夏には需給ギャップは再び拡大。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に1,000万kW程度、昨年並みのピーク(約6,000万kW)を想定した場合には1,500万kW程度の供給力不足の恐れ。

## (2) 東北電力の今夏の需給バランス

・東北電力の供給力は、震災直後に約900万kWまで低下した後、3月末には1,100万kW程度まで回復。今後、長期計画停止火力の復帰等を行い、現時点では、夏までに1,150万kW前後の供給力を見込む。

・今夏のピーク時需要は、震災の影響や節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、1,300～1,380万kWを想定。(気温が著しく高かった昨年並みを想定すると、最大ピークは約1,480万kW)

・東北電力管内では、当面、計画停電が実際に発動される可能性は低いが、震災からの復興と冷房需要の増大等により、夏の需給ギャップが顕在化。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に、150～230万kW程度、昨年並みの猛暑を想定したピーク(約1,480万kW)の場合は約330万kWの供給力不足の恐れ。

## 2. 今夏の需給対策の基本的考え方

### (1) 計画停電からの脱却とその狙い

・計画停電は、震災により大幅な需給ギャップが生じた中で、不測の大規模停電を生じさせないために、やむを得ない緊急措置として採用。

・国民・産業界の節電への取組もあり、需給バランスは改善。需給が緩和していく中で、今後とも節電への取組が維持・強化される前提で、計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への転換を意味する。

・一方、夏には、需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力の積み増しに向けたあらゆる手段を講ずるとともに、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要。

・その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅を示し、需要家が、作業時間のシフトや休暇の長期化・分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のないような仕組みを考えることが肝要。

(注)計画停電は、需給両面の対策で需給ギャップの解消ができなかった場合の、セーフティネットと位置付ける

## (2) 対策が必要な需給ギャップの量

・東京・東北電力管内においては、現時点での需給見通しによれば、1,000万kW程度(東京)、150~230万kW程度(東北)の需給ギャップが存在。さらに、昨年並みの猛暑を想定した場合には、1,500万kW程度(東京)、330万kW程度(東北)のギャップとなる。

・したがって、現時点では、最大で、東京で1,500万kW程度、東北で330万kW程度のギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討することとする。

・一方、需給ギャップの見通しは、今後の供給力の確保状況、需要見通しによって変化。したがって、需給見通しと必要対策量を随時見直し、需要抑制による国民・経済活動への負担が過剰なものとならないよう適切に情報提供することとする。

(注)特に需要見通しは、復興の状況、天候、節電意識等に左右され、今後の推移を見守る必要。

(注)電気事業法に基づく報告徴収を東京・東北両電力会社に命令し、需給見通しを提出させることとする。

## (3) 国民の参加

・供給側が一方向的に需給ギャップを調整する計画停電に頼るのではなく、国民・産業界等すべての需要側が、一層の創意工夫を行うことで対処するという、国民参加の運動としていくことを目指す。

## 3. 供給面の対策

### (1) 今夏に向けた短期的な対策

東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の供給力の積み増しを目指す。

・火力発電所(共同火力を含む)の復旧・立ち上げ  
被災状況を確認し、復旧可能性を追求。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

系統余力の上限まであらゆる種類の緊急設置電源の導入を目指す。このため、今般の震災により失われた電気供給力を補うための火力発電設備の設置について、災害復旧事業として位置付けられたものは環境影響評価法の適用除外となることを確認するなど各種環境整備に努める。

・自家用発電設備(自家発)の活用

管内の自家発電設備を対象に調査を実施し、新規の調達先を含めて電力による買取の確実化を図る一方で、自家発電者に対して、売電を要請。

#### ・揚水発電の活用

### (2) 今夏以降に向けた対策

- ・火力発電所(共同火力、IPPを含む)の復旧・立ち上げ  
今夏までに立ち上がらなかった火力について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求。
- ・火力発電所等の新設・増設  
現在建設中の火力発電所の運転開始の前倒しを目指す。
- ・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設  
海外からも含めた据え置き型ガスタービンの更なる設置を追求。
- ・地域間連系線の増強  
既設FCの増容量の早期実現と更なる増強提言の具現化を図る。また、更なる地域間連系線増強に関する中期的なマスタープランを策定。
- ・再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入促進
- ・分散型電源の導入促進
- ・関連の研究技術開発の促進

### 4. 需要面の対策

- ・東京電力管内で、少なくとも1,000万kW以上、東北電力管内で280万kW以上の需要抑制を図ることを目標とする。(供給面の対策と併せ、需給ギャップを十分に解消できる量として想定。)
- ・大口需要家、小口需要家、家庭の部門毎に、抑制可能性も加味して需要抑制の目安となる目標を設定し、以下のとおり、4月末の成案とりまとめまでに、需要家が多様な措置の組み合わせ等によりこれを達成する方策を官民あわせて検討し、最終的に目標数値を決定することとする。

・使用最大電力(kW)を抑制することを基本とする。

・抑制目標は、東京電力、東北電力管内それぞれの需給状況に応じて設定することとなるが、現時点では、両者において抑制すべき需要量が総需要量に占める割合はほぼ同じであり、共通の目標を設定することとする。

### (1)大口需要家(契約電力500kW以上) 【25%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)(注)は、ピーク期間・時間帯(例えば、7~9月(平日)の10時~21時)の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

(注)需要家には政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

・需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘案し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

### (2)小口需要家(契約電力500kW未満の事業者) 【20%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計画の策定、公表を促す。

・政府は、目標達成のためのメニュー例(空調、照明、OA 機器等の節電)を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かりやすく表示するよう促す。また、節電に積極的な需要家の取組を一覧できるサイトを立ち上げ、その取組を国民に広く示す。

・所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

### (3)家庭・個人 【15~20%程度抑制】

・節電に向けた気運を高め、家庭に対してもピーク期間・時間帯における最大使用電力の15~20%抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携。

➢ メディア、地方自治体、業界団体、学校等のあらゆるルートを通じ、家庭で

の節電意識の徹底を図る。

- ▶ 「どのような行動をとればどの程度節電ができるのか」(例:冷房を2℃高くすると、●kW の節電に貢献)といった分かりやすさに配慮しつつ、国民向けの対策メニュー例を提示。

・節電を促す制度的手法についても検討。

・日々の電力需給データの「見える化」を徹底することで、消費者・事業者の節電意識を一層高める。既に電力会社及び省庁ホームページで掲示されているところ、テレビ放送・公共交通機関の画面表示等においても掲示されるよう働きかける。

・ピーク期間・時間帯に配慮した大型イベントの開催・放送を促すとともに、学校等における節電教育の実施を促し、家庭・個人の電力消費の抑制を進める。

## 5. 国民の叡知の結集

・「節電」への社会的関心がかつてないほどの高まりを見せる中、例えばポータルサイトを活用して国民から「節電」のアイデアを広く募集するなど、積極的に国民の意見を募集し、国民運動につなげる。

## 6. 今後のスケジュール

・今後、本骨格(案)を踏まえ、電力需給緊急対策本部及び同幹事会において、需給対策の部門毎の対応のあり方、具体的な内容を検討。

・4月末日途で、電力需給緊急対策本部で、全体としての実効ある政策パッケージを取りまとめる。

## 東日本大震災山梨県対策本部設置要綱（改正案）

## （設置）

第1条 東日本大震災の被災地への救援・支援活動を迅速・的確に展開するとともに、今後の県民生活や県下の産業経済活動への影響を最小限にとどめ、同時に、県民を挙げた節電への取り組みを活発化していくため、東日本大震災山梨県対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 本部は、本部会議及び幹事会及び連絡会をもって構成する。

2 前条の趣旨を果たすため必要がある場合には、別に定めるところにより、本部の下に部会を設置することができる。

## （本部の構成）

第3条 本部に、本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は知事政策局長及び総務部長をもって充てる。

## （本部会議）

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 被災地への救援・支援活動に関すること。
- (2) 電力・節電対策に関すること。
- (3) 東日本大震災の本県への影響と対策に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

## （幹事会）

第5条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 幹事会に幹事長及び幹事長代理を置く。

4 幹事長は知事政策局長を、幹事長代理は防災危機管理監をもって充てる。

5 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

## （連絡会）

第6条 連絡会は、各部局間の連絡・調整を行う。

2 連絡会の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

## （庶務）

第7条 本部の庶務は、知事政策局において行う。



(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。

別表1 (本部会議)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	知事政策局長、総務部長
本部員	企画県民部長 リニア交通局長 福祉保健部長 森林環境部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表2 (幹事会)

幹事長	知事政策局長
幹事長代理	防災危機管理監
幹事	知事政策局次長 企画県民部次長 リニア交通局次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 産業労働部次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局総務課長 教育次長 警察本部警務部参事官

## 東日本大震災山梨県対策本部 電力・節電対策部会設置要領（案）

## （設置）

第1条 東日本大震災の影響による電力需給の厳しい状況を受け、本県内における発電量の拡大等を目指すとともに、県民や事業者など県を挙げて節電対策に取り組むため、東日本大震災山梨県対策本部（以下「本部」という。）に、電力・節電対策部会（以下「部会」という。）を設ける。

## （所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内における発電量の拡大等に関すること
- (2) 全県的な節電対策に関すること
- (3) 電力の需給に関する情報収集
- (4) その他発電量の拡大及び節電対策等に関し必要な事項

## （組織）

第3条 部会は、部会長及び部員をもって組織する。

- 2 部会長は、産業労働部長をもって充てる。
- 3 部会長は、所掌する事務を総括する。
- 4 部員は、別表に掲げる者をもって構成する。

## （会議等）

第4条 部会の会議は、部会長が運営する。

- 2 部会長は、必要があると認める場合に、構成員以外の者を部会の会議に出席させることができる。
- 3 部会長は、東日本大震災山梨県対策本部本部会議において、所掌事項について発言するとともに、部員等に発言させることができる。

## （庶務）

第5条 部会の庶務は、産業労働部において行う。

## （その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

## 付 則

この要領は、平成23年4月12日から施行する。

## 別表（第3条関係）

知事政策局長、企画県民部長、リニア交通局長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長、公営企業管理者、教育長、警察本部長
---

項目	対 策 等	項 目	対 応 策 等
<p>I 被災地及び被災者等への支援</p> <p>1 被災県への職員派遣 〔総務部、福祉保健部〕</p>	<p>① 本県独自の派遣 ○宮城県塩釜市へ行政事務職員2名を派遣、罹災証明書発行関係業務に従事 期間 4月10日(日)～22日(金)13日間 ○岩手県庁及び沿岸部の被災市町へ行政事務職員2名を派遣、被災状況把握及び支援打ち合せ関係業務に従事 期間 4月11日(月)～15日(金)5日間 ○その他の派遣 ○市町の協力を得て福島県福島市へ保健師2名外を派遣、東北保健福祉事務所管内の避難所での教護、健康相談業務に従事 期間 4月10日(日)～30日(土)21日間 協力市町 山梨市、北杜市、早川町、身延町、南部町</p>	<p>II 電力不足への対応 1 業界団体による東京電力に対する要請活動への支援 〔産業労働部、観光部、農政部〕</p>	<p>① 産業労働部 4月8日に国から計画停電に代わる「電力需給対策の骨格」が示されたことから、各業界団体と連携して電力使用抑制の取り組みを推進 ・各工業団地等における団地単位での削減の取組 ・各業界団体の輪番操業などによる削減の取組 などについて提案を受けて、県としても、国や東京電力に對し要請予定</p> <p>② 観光部 河口湖温泉旅館協同組合からの要請を受け、4月7日に東京電力(株)山梨支店との意見交換の場を設定</p> <p>③ 農政部 JAグループ山梨からの要請もとに、東京電力(株)山梨支店との取り次ぎを実施予定</p>
<p>2 被災者等の二次避難に向けた支援 〔知事政策局、福祉保健部、産業労働部〕</p>	<p>① 一時避難所の閉鎖〔知事政策局〕 小瀬スポーツ公園武道館に設置した一時避難所は、4月20日を以って閉鎖</p> <p>② 雇用の場の確保〔産業労働部〕 ○就労ニーズの把握 ○出張相談の実施 県、山梨労働局、該当市町、年金事務所、社会福祉協議会が連携し、次の4市町で就労を始め福祉、教育等の出張相談を実施 苗吹市(4月15日)、富士河口湖町(4月22日)、甲府市(4月26日)、北杜市(4月27日)</p> <p>○雇用機会の創出 ・経済4団体に対し、避難者の積極的な雇い入れを要請予定 ○職業訓練</p> <p>③ 旅館、ホテルを活用した避難者の受け入れ〔福祉保健部〕 ○県内の民間の旅館・ホテル等を活用した避難所の開設経費について、災害救助法に基づき県が負担 ・対象者 災害救助法が適用されている県(市町村)からの避難者 ・期間 当面、平成23年5月10日まで ・費用 1人1泊当たり5,000円(3食付き)を限度 県 → 市町村 → 旅館・ホテル</p>	<p>2 太陽光発電の促進</p> <p>3 節電・省エネ等に向けた対策〔知事政策局〕</p> <p>4 最大発電量の確保</p> <p>県内での発電量の拡大を目指すとともに、県を挙げての節電に取り組むための「電力・節電対策部会」を設置</p>	<p>① 産業労働部 県制度融資の対象及び融資枠の拡大 不況業種対策融資に、震災対策として、新たな対象要件を追加するとともに融資枠を別枠で新設し、4月8日から実施 ○対象要件 震災発生後、最近1か月の売上高等が20%以上減少、かつ、その後の2か月間の見込みを含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少している事業者 ○対象業種 旅館・ホテルなどの宿泊業を含む原則として全業種 ○融資条件 運搬資金：3,000万円、年利1.5～1.7% 既存の5,000万円と合わせ8,000万円まで枠拡大</p> <p>① EU向けの対応〔産業労働部〕 ・震災発生前の製造証明について、現在手続き中 ・国に対し、次の事項を要望 放射線物質検査体制の整備、損害が発生した場合の補償措置</p> <p>② アジア諸国・国内向けの対応〔農政部〕 風評被害防止に向け、農産物の放射性物質検査体制を整備 検査体制の充実〔産業労働部〕 工業技術センター及び衛生環境研究所の検査装置の整備</p>